



快適な介護環境のために住宅改修をお考えの際は、お気軽にご相談ください。
手すりの取り付けや、洋式便器への取り替えなど責任をもって住宅改修のご提案をいたします。

- 介護保険の要介護度にかかわらず、1人あたり**20万円**(消費税込)までの支給が受けられます。
※ただし、要介護状態が著しく高くなった場合や、転居した場合は再支給されます。
- 20万円までは自己負担は1割～3割。20万円を超えた場合、超えた金額は自己負担になります。
※各市区町村により、公的介護保険以外に補助が受けられる場合や、手順についても異なることがあります。
※ご利用者さまの負担割合が変更になる場合は、「ご利用者負担額」も変更されます。
詳しくは各市区町村の介護保険窓口にご確認ください。

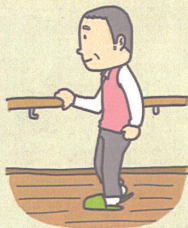
介護保険が適用される住宅改修

1 手すりの取り付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路などへの手すりの設置。

手すりの形状は、二段式、縦付け、横付けなどでネジや釘で取り付けるもの(圧着式も含む)。

※福祉用具貸与に掲げる「手すり」に該当するものは除かれます。



2 段差の解消

部屋、廊下、トイレ、浴室、玄関などの敷居を低くしたり、スロープを取り付けるなど段差を解消する工事。

※福祉用具貸与に掲げる「スロープ」、福祉用具購入に掲げる「浴室用すのこ」などを置くことによる床段差解消は除かれます。
※昇降機・リフト・段差解消機など動力による機器を設置する工事は除かれます。



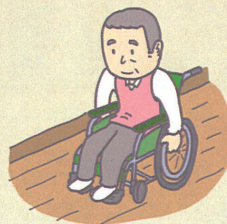
3 扉の取り替え

開き戸から引き戸・折り戸・アコーディオンドアなどに取り替える場合や、ドアノブの変更、戸車の設置。



4 床材の変更

滑り防止や移動の円滑化などのために、部屋や浴室などの屋内の床材を滑りにくいものに変更する場合。具体的には、畳からフローリング、ビニール系床材など。



5 便器の取り替え

和式便器を洋式便器に取り替える場合。

便器の位置・向きを変更する場合。

※すでに洋式便器である場合、暖房便座や洗浄機能の付加は含まれません。

※福祉用具購入に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれます。



6 各工事に付帯して必要な工事

1. 手すりの取り付けのための壁の下地補強など。
2. 浴室の床段差の解消に伴う給排水設備工事など。
3. 床材の変更のための下地や根太の補強など。
4. ドアを取り替えに伴う給排水設備工事、床材の変更など。
5. 便器の取り替えに伴う給排水設備工事、床材の変更など。

※給排水設備工事のうち、水洗化・簡易水洗化に係わるものは除かれます。

※工事(改修)内容により、介護保険での補助に制限がある場合もございますので、詳しくは、各市区町村の介護保険窓口にご確認ください。

住宅改修サービスのご利用の流れ

1	お問い合わせ・ご相談	ケアマネジャーやダスキンヘルスレント担当スタッフにご相談ください。
2	訪問調査	改修を行う家屋を見せていただき、ご希望を伺いながらどの程度の改修が必要なのか、調査確認いたします。 ※リフォーム業者・工務店の担当者と一緒に話を伺い、ご相談にお応えします。
3	設計プランのご提案・お見積り	ご要望と調査に基づいて、改修の計画・内容や図面を作成し、お見積りを提出します。
4	ご利用者さまのご検討	施工内容および費用を確認・検討していただけます。
5	市区町村へ申請	①支給申請書②理由書③見積書④簡単な施工図面⑤住宅所有者の承諾書(住宅所有者が本人でない場合)など必要な書類を揃え、ご利用者さまから申請していただきます。 ※本人、家族以外の方が申請する場合は委任状が必要な場合があります。
6	市区町村による確認・承認	申請内容の確認・承認を市区町村より受けます。改修工事代金の支給方法は、各市区町村により工事終了後給付や事前の給付券発行など、異なる場合があります。
7	施工(工事)	工事前の写真・工事後の写真を撮らせていただけます。
8	お引き渡し	工事終了後、代金をお支払いいただき、領収書・施工の内訳書・施工前後の写真をお渡しします。
9	(事後給付の場合)市区町村へ支給申請	①領収書②工事完了証明写真③工事費内訳書④住宅所有者の承諾書(住宅所有者が本人でない場合)など必要な書類を揃え、ご利用者さまから申請していただきます。 ※本人、家族以外の方が申請する場合は委任状が必要な場合があります。
10	給付金の振り込み	市区町村より支給決定通知書が送られ、給付金はご利用者さまの口座に振り込まれます。
11	アフターフォロー	改修後のアフターチェックおよび必要に応じてメンテナンス等を行います。

お見積りは無料です。お気軽にお問い合わせください。

住宅改修サービスのご利用例

ビフォー



アフター



玄関前に
手すりを付け、
安全性をアップ!

ビフォー



アフター



階段に手すりを付け、
昇りやすく、
降りやすい仕様に。

介護保険の利用について(よくある質問)

Q 誰でもサービスを利用できるの? **A** 介護認定を受けた方が対象です。

■ 介護保険を使える対象者(介護認定が必要)

	第1号被保険者	第2号被保険者
加入する方	65歳以上の方	40~64歳までの医療保険に加入している方
保険料の支払い	原則として老齢・退職年金から天引	加入している医療保険の保険料に上乘せして一括納入
サービスを受けられる方	寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態(要介護状態)や、常時の介護までは必要ないが身支度など日常生活に支援が必要な状態(要支援状態)になられた方	老化が原因とされる16種類の病気(特定疾病*)により、要介護状態や要支援状態になった場合にサービスが受けられます

※【特定疾病】①がん末期(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症 ④後縦靭帯骨化症 ⑤骨折を伴う骨粗鬆症 ⑥初老期における認知症 ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 ⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症 ⑩早老症 ⑪多系統萎縮症 ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ⑬脳血管疾患 ⑭閉塞性動脈硬化症 ⑮慢性閉塞性肺疾患 ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

Q 要介護度ってなに? **A** 心身の状況によって、必要とされる介護や支援の状態のことです。

■ 要介護度の目安と利用限度額

要介護度	認定の目安	支給限度基準額		
		居宅サービス費	福祉用具購入	住宅改修
要支援1	障害のために生活機能の一部に若干の低下が認められ、介護予防サービスを提供すれば改善が見込まれる。	50,320円	100,000円/年	200,000円/人
要支援2	障害のために生活機能の一部に低下が認められ、介護予防サービスを提供すれば改善が見込まれる。	105,310円		
要介護1	身の回りの世話に見守りや手助けが必要。立ち上がり・歩行などで支えが必要。	167,650円		
要介護2	身の回りの世話全般に見守りや手助けが必要。立ち上がり・歩行などで支えが必要。排泄や食事で見守りや手助けが必要。	197,050円		
要介護3	身の回りの世話や立ち上がりが一人ではできない。排泄などで全般的な介助が必要。	270,480円		
要介護4	日常生活を営む機能がかなり低下しており、全般的な介助が必要な場合が多い。問題行動や理解低下も。	309,380円		
要介護5	日常生活を営む機能がかなり低下しており、全般的な介助が必要。多くの問題行動や全般的な理解低下も。	362,170円		

Q どんなサービスが利用できるの? **A** 要介護や要支援など、ご利用者さまの状態に応じた予防・在宅・施設でのサービスが利用できます。

■ 介護サービスの種類(ケアプランに沿って、受給できるサービスを決めていきます。)

	都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うサービス	市町村が指定・監督を行うサービス	その他
介護給付を行うサービス	<ul style="list-style-type: none"> ● 居宅介護サービス <ul style="list-style-type: none"> 【訪問サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護(ホームヘルプサービス) ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・特定施設入居者生活介護 ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売 ● 施設サービス <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域密着型介護サービス <ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	住宅改修
予防給付を行うサービス	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防サービス <ul style="list-style-type: none"> 【訪問サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問看護 ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防居宅療養管理指導 ・介護予防特定施設入居者生活介護 ・介護予防福祉用具貸与 ・介護予防特定福祉用具販売 【通所サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ) ・介護予防短期入所療養介護 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域密着型介護予防サービス <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ● 介護予防支援 	住宅改修

※2025年1月時点での内容です



Q サービスを利用するには？

1 要介護認定を受ける

① 要介護認定を申請します

本人または家族などが市区町村の担当窓口や地域包括支援センターで「要介護認定」の申請をします。居宅介護支援事業者などに代行してもらうこともできます。

● 必要な書類等

- ・要介護・要支援認定申請書（窓口にあります）
- ・介護保険証（65歳になった時点で交付されます）
- ・印鑑（ご本人が申請書を書かれる場合は不要です）
- ・かかりつけの医療機関名、医師名などわかるもの
※第2号被保険者の場合は、加入している医療保険の保険証

② 心身の状態を調査します

● 認定調査

調査員が自宅などに訪問し、本人や家族から聞き取り調査を行います。調査項目は、全国共通の74項目の基本調査と概況調査です。

● 主治医意見書

申請時に指定した主治医により、意見書が作成されます。
※主治医がいない場合は、窓口にご相談ください。



③ 介護の必要度を審査し、認定します

● 審査・判定・認定

認定調査の結果や主治医意見書をもとに、保健・医療・福祉の専門家で構成される介護認定審査会が、どのくらい介護が必要かなどを審査・判定します。市区町村は、介護認定審査会の審査・判定に基づき、要介護度の認定を行います。

（一次判定）
コンピューター判定

（二次判定）
介護認定審査会で
審査・判定

要介護度の認定

④ 認定結果通知と介護保険証が届きます

届いたら通知書と保険証の内容を確認しましょう。

要介護状態区分
（「要支援1・2」「要介護1～5」「非該当」）
認定の有効期間など
（新規申請・区分変更申請の場合は最長12ヵ月、更新申請の場合は最長48ヵ月）



2 ケアプランの作成／サービスを提供する事業者との契約をする

要支援1・2の認定を受けた方

① 地域包括支援センターでケアプランを作成します

地域包括支援センターで保健師などが中心となって介護予防ケアプランを作成します。介護予防ケアプラン原案の作成を居宅介護支援事業者に委託することもあります。

② サービスを提供する事業者と契約します

重要事項説明書、契約書などでサービス内容などの契約内容を確認して、事業者ごとに利用契約を結びます。



要介護1～5の認定を受けた方

① 担当のケアマネジャーを決めます

居宅介護支援事業者または小規模多機能型居宅介護事業所を選んでケアプラン作成のための契約を結びます。担当のケアマネジャーが決まります。選定にあたっては、市区町村の担当窓口や地域包括支援センターでも相談できます。

② ケアプランを作成してもらいます

どんなサービスが必要か、ケアマネジャーと相談します。ケアマネジャーが作成したケアプランを確認します。



③ サービスを提供する事業者と契約します

重要事項説明書、契約書などでサービス内容などの契約内容を確認して、事業者ごとに個別に利用契約を結びます。

3 サービスの利用を開始する

① ケアプランに基づいたサービスを利用します

- 貸与（レンタル）
- 特定福祉用具購入
- 住宅改修

介護予防サービス

居宅サービス

② サービスにかかった費用の1割～3割を自己負担します

※ご利用者さまの負担割合が変更になる場合は、「ご利用者負担額」も変更されます。

※2023年12月時点での内容です

介護保険の利用について(よくある質問)

Q レンタル・購入できる福祉用具は？

■介護保険対象福祉用具一覧 貸与の対象(13品目)

要支援1・2の方

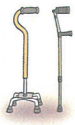
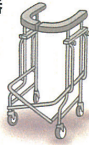
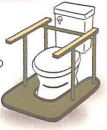
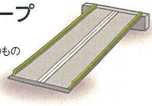



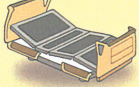


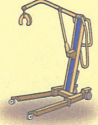


介護予防福祉用具の貸与

介護予防につながる自立した生活を送れるよう福祉用具が貸与できます。

要介護1～5の方

福祉用具の貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具が貸与できます。

<p>要支援1・2</p> <p>⑦歩行補助つえ</p>  <p>⑧歩行器</p>  <p>⑨手すり</p>  <p>⑩スロープ</p> 	<p>要介護1 ⑦～⑩</p> <p>④体位変換器</p>  <p>⑤車いす</p>  <p>⑥車いす付属品</p> 	<p>①特殊寝台</p>  <p>②特殊寝台付属品</p>  <p>③床ずれ防止用具</p> 	<p>要介護2・3</p> <p>①～⑫</p> <p>⑪移動用リフト</p>  <p>⑫認知症老人徘徊感知機器</p> 	<p>要介護4・5</p> <p>①～⑬</p> <p>⑬自動排泄処理装置</p> 
--	---	--	---	--

自己負担の目安 **貸与金額の1割～3割** ※ご利用者さまの負担割合が変更になる場合は、「ご利用者負担額」も変更されます。
 ※各都道府県、市区町村により認定区分が変わる場合があります。

※一部のレンタル対象品(単点杖、多点杖、ピックアップ式歩行器、固定用スロープ)はレンタルか特定福祉用具として購入を選択することができます。

■介護保険対象福祉用具一覧 購入の対象(6品目)

<p>要支援1・2の方</p> <p>特定介護予防福祉用具の購入</p>	<p>要介護1～5の方</p> <p>特定福祉用具の購入</p>
<p>貸与になじまない排泄や入浴などに使用する福祉用具の購入ができます。</p>	
<p>①腰掛便座</p>  <p>②自動排泄処理装置の交換可能部品</p>  <p>③入浴補助用具</p> 	<p>④簡易浴槽</p>  <p>⑤移動用リフトのつり具</p>  <p>⑥排泄予測支援機器</p> 

自己負担の目安 **購入金額の1割～3割** (払い戻し限度額 年間9万円まで[1割負担の場合])
 ※購入金額が10万円を超えた場合、超えた分については全額自己負担です。

※ご利用者さまの負担割合が変更になる場合は、「ご利用者負担額」も変更されます。
 ※各都道府県、市区町村により認定区分が変わる場合があります。
 ※ご購入に際してのお支払い方法は、各市区町村によって異なります。詳しくは店舗へおたずねください。

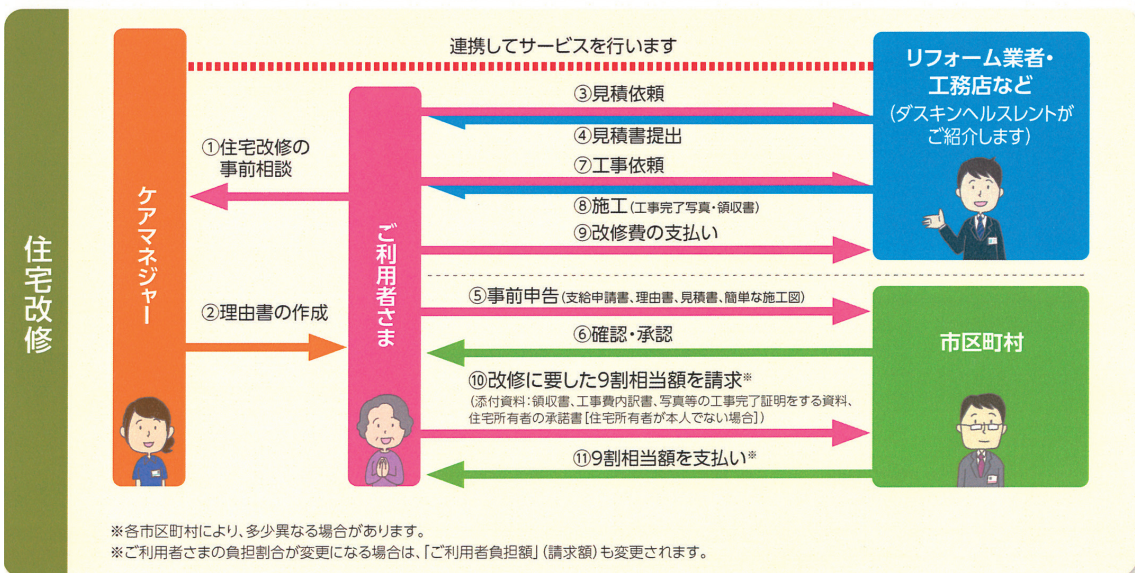
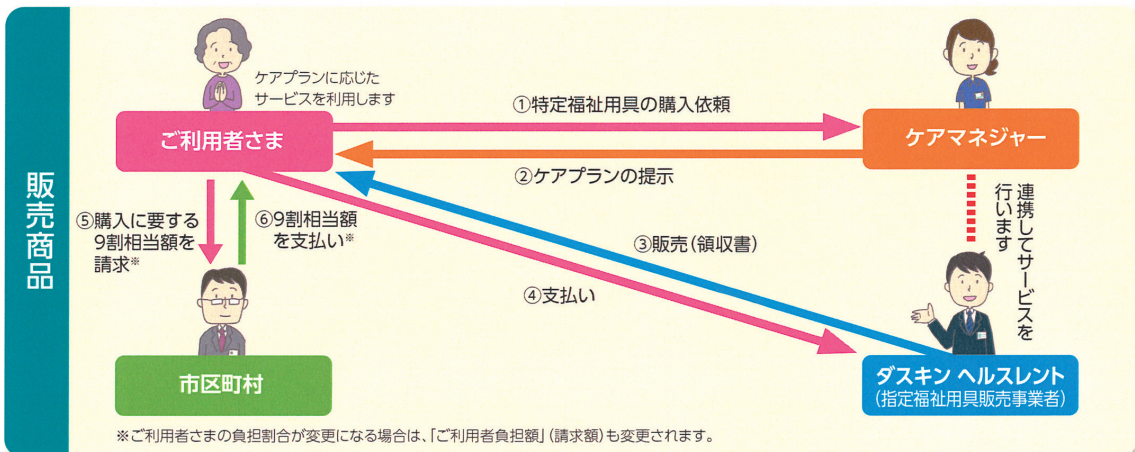
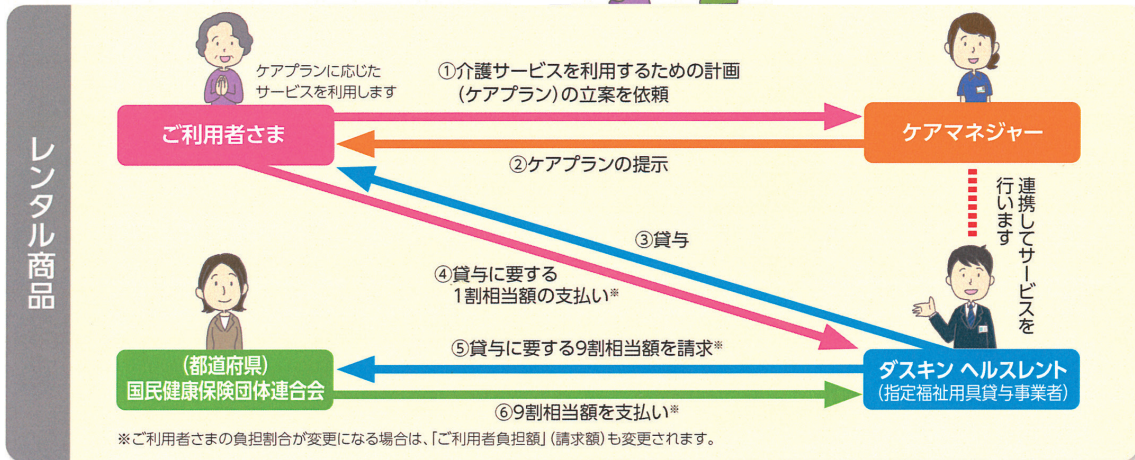
- 申請に必要な書類**
- ①申請書(市区町村担当窓口にて配布) ②領収書
 - ③福祉用具が必要である理由の分かるもの(申請書への記載、理由書、居宅サービス計画、福祉用具販売計画のいずれか)
 ※必要書類は市区町村により異なります。
 - ④当該福祉用具のパフレット等(福祉用具の概要が記載されている書類) ※原則として同じ種類のものは重複して購入できません。

※2023年12月時点での内容です

Q 福祉用具を利用するには？



■介護保険対象福祉用具の利用方法(1割負担の場合)



※2023年12月時点での内容です

退院前の介護準備チェック

退院後、スムーズに在宅介護ができるように、必要な準備を整えておきましょう。

介護準備

- 介護保険の申請はしましたか？
(介護保険の申請方法は98ページをご参照ください)
- 担当の地域包括支援センター、
または居宅介護支援事業所の場所や電話番号を調べてありますか？
- 担当のケアマネジャーによるケアプランの作成と、
各種介護サービスの手配をしてありますか？

医療準備

- かかりつけの病院、またはご自宅近くの開業医への紹介状はもらいましたか？
- 休日・夜間診療の窓口や緊急入院の受け入れ先などを調べてありますか？
- 退院時の処方箋は大丈夫ですか？ 日々必要な薬はありますか？
入手するルートも把握できていますか？

体調確認

- 生活動作の事前確認はできていますか？(自立・部分介助・全介助など)
- 在宅での同居者や介護者の方はいらっしゃいますか？

環境確認

- 自宅での手すり、段差などの確認はできていますか？
- 屋内外での移動方法や移動手段の準備はできていますか？

福祉用具手配

- 必要な補助具や福祉用具、介護用具(おむつなど)は準備できていますか？

ダスキンヘルスレントのホームページで情報収集

ダスキンヘルスレント <https://healthrent.duskin.jp/>



ホームページにも
さまざまな
お役立ち情報を
掲載しています。



メルマガ会員募集中

介護に役立つ情報を配信中!

ご利用案内

ダスキンヘルスレントのご利用方法をはじめ、介護保険制度についてなどをご紹介します。

商品紹介

インターネットで閲覧できるデジタルカタログや、取り扱い商品の使い方動画を見ることができます。

ご利用者さまの声

アンケートハガキによるご利用者さまの声をご紹介します。

介護の不安や疑問を解消

「介護のいろは」で介護に関することをわかりやすくご説明しています。

※ホームページは随時更新しています。

レンタル商品

P.12

特殊寝台
(電動ベッド)

特殊寝台
付属品

P.31

床ずれ
防止用具

体位変換器

P.41

車いす

車いす付属品

P.62

歩行補助つえ

歩行者・
歩行車

手すり

P.88

スロープ・
移動用リフト

認知症老人
徘徊感知機器

自動排泄
処理装置

販売商品

P.100

HRオリジナル商品

排泄用品

入浴用品

住宅改修/ 介護保険の利用について

… P.105

- 店舗により取り扱い商品、機種が異なる場合があります。ご了承ください。
- お電話で、ご予約をお受けいたします。
- 通常の使用によるキズや汚れについては別途費用はいただきません。
- 掲載商品の色は、印刷物ですので実物と多少異なる場合があります。
- 掲載商品は、予告なくデザイン、仕様、価格の変更や取り扱いの中止をする場合がありますので、予めご了承ください。
- 掲載商品以外につきましても、お気軽にお問い合わせください。

ダスキンヘルスレントでは

- ご利用者さまの心身の状況、ご希望および住環境、介護環境などをアセスメントし、専門的知識に基づき、福祉用具の選定や使用などについて、ご相談に応じています。
- ご利用者さまに福祉用具の機能、使用方法、利用料金などに関する情報提供を行い、福祉用具サービス計画書を用いて十分に説明の上、貸与に係る同意を得ています。
- 貸与の際は、ご利用者さまに対して、貸与する福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応などを記載した文書をお渡しし、十分な説明を行います。また、ご利用者さまや介護者さまに実際に福祉用具を使用していただきながら、使用方法のご説明を行っています。
- 定期的に訪問し、貸与した福祉用具のご利用状況や適合状況を確認いたします。必要に応じて交換などを行っています。

<ダスキンフランチャイズチェーン加盟店>

ダスキンヘルスレント栗東ステーション

〒520-3047 滋賀県栗東市手原7丁目4-14
TEL 077-554-1232 FAX 077-554-1632

ダスキンヘルスレント八日市ステーション

〒527-0025 滋賀県東近江市八日市東本町3-14
TEL 0748-20-1600 FAX 0748-20-1601

ダスキンヘルスレント大津ステーション

〒520-0232 滋賀県大津市真野2丁目28-3
TEL 077-526-6629 FAX 077-526-6639

ダスキンヘルスレント洛南ステーション

〒611-0042 京都府宇治市小倉町蓮池168-1
TEL 0774-28-6172 FAX 0774-28-6120

お電話、ご来店を心よりお待ちしております。

- 「非課税」の商品には、消費税がかかりません。また、課税対象レンタル商品の消費税は表示価格に含まれています。(総額表示)課税対象購入品の表示価格は消費税込みの価格です。
- カタログに表示されている価格は、発行時における消費税及び地方消費税の税率に基づく税込価格となります。税法の改正により消費税及び地方消費税の税率が変更された場合、当該変更内容に基づき、改正日以降における単価等の価格を変更するものとします。

株式会社 ダスキン

訪販グループ ヘルスレント事業部

〒564-0051 大阪府吹田市豊津町 1-33

ダスキンヘルスレントホームページ <https://healthrent.duskin.jp/>

■ダスキン公式ホームページ

0120-100100 www.duskin.co.jp